

掛川市条例第37号

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年11月30日

掛川市長

(別紙)

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年掛川市条例第31号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p><u>第3条 議長及び副議長にはその選挙された日の属する月から、議員（議長及び副議長を除く。）にはその職に就任した日の属する月から、それぞれ議員報酬を支給する。</u></p>	<p style="text-align: center;"><u>（議員報酬の支給基準）</u></p> <p><u>第3条 議員の議員報酬は、就任した日から任期満了、辞職、失職、除名又は議会の解散の日までに対して支給する。ただし、議員が死亡したときは、その日の属する月までの議員報酬を支給する。</u></p> <p><u>2 議員報酬の額に異動を生じた場合には、その日から新たに定められた議員報酬を支給する。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により議員報酬を支給する場合であつて、月の初日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給するとき以外のときは、その議員報酬の額は、その月の現日数を基礎として、日割りによつて計算する。</u></p>
<p><u>第4条 議員が任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れたときは、その日の属する月までの議員報酬を支給する。ただし、いかなる場合においても重複して議員報酬を支給しない。</u></p> <p style="text-align: center;">（費用弁償）</p>	<p style="text-align: center;">（費用弁償）</p>
<p>第5条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（期末手当）</p>	<p>第4条 （略）</p> <p style="text-align: center;">（期末手当）</p>
<p>第6条 （略）</p>	<p>第5条 （略）</p> <p style="text-align: center;"><u>（議員報酬の減額）</u></p> <p><u>第6条 議員が疾病その他の事由により、市議会の定例会及び臨時会の会議、掛川市議会委員会条例（平成17年掛川市条例208第）の規定により設置された委員会の会議並びにその他協議等の場（以下「市議会の会議等」という。）を長期間欠席したときの議員報酬は、第2条の規定に</u></p>

より支給されるべき議員報酬から、市議会の会議等を欠席した日から市議会の会議等に出席した日の前日までの期間（以下「欠席期間」という。）の次に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。

(1) 90日を超え180日以下であるとき 100分の50

(2) 180日を超え270日以下であるとき 100分の75

(3) 270日を超えるとき 100分の100

2 前項の規定は、欠席期間が90日を経過する日の属する月の翌日（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から適用する。

3 第1項の規定により議員報酬の減額を受けている議員が、市議会の会議等に出席したときは、当該市議会の会議等に出席した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から議員報酬の減額を解除する。

（期末手当の減額）

第7条 6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）のそれぞれ前6月以内の期間において、前条の規定により議員報酬の支給を減額された月があるときの期末手当は、第5条の規定により支給されるべき期末手当から、当該期末手当に議員報酬の減額割合を乗じて得た額を減じた額とする。

2 前項の規定により期末手当を減額支給する場合で基準日のそれぞれ前6月以内の期間において、議員報酬の減額割合が異なるときは、高い方の減額割合を適用する。

（適用除外）

第8条 次に掲げる事由により市議会の会議等を長期欠席したときは、前2条の規定は適用しない。

(1) 公務上の災害等

(2) 女性議員の出産

(3) その他議長が前2号に準ずると認める場合

（支給方法）

第9条 （略）

（支給方法）

第7条 （略）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。